

振興指針に盛り込まれた新規事項（共通）

最近の振興指針の改正で新たに組み込まれた下記共通事項については、今回の指針の告示発出時に各連合会等に通知し周知を計る。

記

事 項
<p>第一 営業の振興の目標に関する事項</p> <p>二 今後五年間（平成二十五年度末まで）における営業の振興の目標</p> <p>○原材料価格の高騰、世界的な金融危機</p> <p style="padding-left: 20px;">原油をはじめ原材料価格の高騰や世界的な金融危機に伴う経済状況の変化が予想される中、顧客の安定した確保が図られるよう、衛生水準を確保しつつ利用者の要望に対応したサービスの取組みが必要であること。</p>
<p>第二 業の目標を達成するために必要な事項</p> <p>二 営業者に対する支援に関する事項</p> <p>1 組合及び連合会による営業者への支援（従業員の福祉の充実に関する事項）</p> <p>○社会保険、労働保険等の加入の啓発</p> <p style="padding-left: 20px;">従業員の労働条件整備のための支援、医療保険（国民健康保険又は健康保険）、年金保険（国民年金又は厚生年金保険）及び労働保険等の加入等を啓発すること。</p>
<p>第三 営業の振興に際し配慮すべき事項</p> <p>○省エネルギーの強化</p> <p style="padding-left: 20px;">店舗の改修、機器の購入及び更新に際しては、省エネルギー性能の高い機器の導入に配慮し、温室効果ガス排出抑制に努めること。</p> <p>○身体障害者補助犬への対応</p> <p style="padding-left: 20px;">身体障害者補助犬法において、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬の入店を拒否できない。</p> <p>○食品リサイクルの推進（飲食系）</p> <p style="padding-left: 20px;">環境保全のため食品廃棄物のリサイクルを推進し、食品残さの発生抑制及び減量を推進すること。</p> <p>○食育への対応（飲食系）</p> <p style="padding-left: 20px;">食文化の継承のための、食事マナー、調理方法の普及等を通じて、食生活の改善、食品の安全性に関する普及の支援すること。</p>